

平成31年度 事業計画書

□基本方針

一般財団法人大阪府みどり公社（以下「公社」という。）は、地域社会と調和のとれた農業等の振興、地球環境の保全及び自然環境の回復等、良好な生活環境の保全をめざし、

- ① 大阪の農業の振興と農空間の保全、担い手の確保のための農地関連事業の展開
- ② 安全安心に配慮した魅力ある府民の森の運営管理
- ③ パリ協定を踏まえての民生部門に力点を置いた地球温暖化防止のための取り組み

を柱に各般の事業を推進している。

事業推進に当たっては、移行法人として公益目的支出計画を着実に遂行し、公益目的支出計画終了後も継続して活動していくべき社会的役割を持った法人として、各事業分野の中期的事業展開方向と目標を設定した平成28年を期初とする中期経営計画に沿って実施する。その際、国や大阪府の事業制度の拡充に迅速かつ柔軟に対応し、中期経営計画のPDCAを実行することにより、より効果的・効率的な展開に努める。

平成31年度は、各分野において以下のことを基本に、SDGsの観点も踏まえ事業を展開していく。

農政分野においては、「農地中間管理事業の推進に関する法律」（以下「中間管理法」という。）の改正が予定されており、農地中間管理事業（以下「機構事業」という。）の仕組みの改善や農地利用集積円滑化事業との統合による事業エリアの拡大等に対応するとともに、点から面への取組みを更に進めていく。

自然環境保全分野では、「大阪府民の森」について、利用者の安全・安心を最優先に管理運営に努めることは勿論のこと、多くの府民が森林への関心を高め、「参加型」利用といった新たな楽しみと魅力を創出するため、府民、企業、団体等多様な主体と協働して森づくりに取り組む。

環境分野では、COP24でパリ協定の実施方針が採択され本格的な運用が始まる場所であり、これらの方向性に即した機敏な事業展開を進める。

また、森林の有する公益的機能を支える森林整備を進めるため、森林環境税と森林環境譲与税が創設され、後者は国による「新たな森林管理システム」の施行と合わせ平成31年度から開始されることとなった。公社は大阪府の要請を受け、

④森林の有する公益的機能を支えるための市町村への技術支援等の取り組みを事業の第4の柱、林政分野として実施する。

平成31年度は、市町村への説明会や技術研修等を行い、市町村が実施する森林整備計画及び木材利用計画の策定について支援するほか、住民等への啓発事業等に対し支援する。

さらに、平成31年度の法人運営については以下を基本として取り組む。

公社の収支状況は、各事業分野での事業費の獲得により一定の改善がみられるものの、国・大阪府の委託料や補助金に大きく依存していることから、長期的な安定性の面でリスクを抱えており、今後の事業展開に当たっては、収益事業の拡大など将来を見据えた事業を実施し、経営の安定向上をめざす必要がある。

このため、平成 31 年度は自然環境保全分野において、次期指定管理に向け民間企業と連携したアクティビティの場の整備の検討や、環境分野において市町村が実施する森林環境譲与税関連の住民啓発事業へ積極的に参画する。

さらに、働き方改革への対応や職員の退職に伴う組織体制の構築にも取り組む

□事業概要

I 農政分野



1 農地中間管理事業等農地関連事業（実施事業等会計1）

大阪府では、農業従事者の高齢化や担い手不足、農地の遊休化が大きな課題となっている。公社は、農地中間管理機構（以下「機構」という。）として、大阪府の都市農業・農空間条例（以下「条例」という。）や新たなおおさか農政アクションプラン（以下「プラン」という。）を踏まえ、大阪府及び関係機関と連携して、担い手への農地の集積・集約による経営基盤の強化を推進する。

また、農業経営の改善や法人化等に関する経営相談及び専門家派遣を行う「農業経営相談所」の運営を引続き行う。

(1) 農地中間管理事業

① 事業推進方針

平成31年度の機構事業の推進に当たっては、中間管理法の改正に適切に対応していくとともに、業務の重点化と効率化を一層進めていく。

このため、大阪府の定めた「農地中間管理事業の推進に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）に基づき、面的な取り組みを更に進めていく。

② 事業目標

平成30年度は能勢町天王地区や富田林市西条地区で、土地改良区や農地利用最適化推進員と連携した集落座談会等の取り組みを行った結果、各々12.6ha及び4.0haの集積が図られ、府域全体で34.7haの貸借実績となった。平成31年度の農地貸借の目標面積は、機構関連農地整備事業の実施等を考慮して35haとする。

③ 関係機関との連携

大阪府が農政室及び農と緑の総合事務所と立ち上げた、農地利用促進チームと一体となって事業推進を図る。

また、市町村、農業委員会、JA及び土地改良区等農業団体とも緊密に連携する。とりわけ、農業委員及び農地利用最適化推進委員が地域における協議の場に積極的に参加することが法令で明確化されることから、農業委員会とより密接な連携を図る。

さらに、市町村及び土地改良区への業務委託について、受託団体の一層の拡大を図る。

④ 重点対象地区

条例における農空間保全地域制度の取り組みが進んでいる地域や取り組む機運が高まっている地域など、府が定める重点対象地区での機構事業の導入に向けて取り組んでいく。

特に、大阪府で初めて機構関連農地整備事業を実施する予定の、豊能町牧地区及び富田林市伏見堂地区において重点的に取り組む。

⑤ 地域への働きかけ

これまでの実績から、地域に対し機構事業の活用について働きかけ、集落座談会等を通じて農家の理解を得ることが、機構事業の推進にとって有効であると考えられる。

このことから、機構事業の更なる周知や今後の重点対象地区の掘り起こしに向け、平成30年度の実績を踏まえ、地域への働きかけは47回を目標とする。

⑥ 中間管理法の改正への対応

法改正では、人・農地プランの実質化、機構の仕組みの改善、農地利用円滑化事業の機構事業への統合一体化と機構事業の実施区域の拡大などを行い、機構事業をさらに加速化している。

これにより関係機関との連携の強化や新たな役割の構築、機構の業務量の増加への対応が必要となるため、改正法施行後の円滑な事業実施に向け、対応について府と協議するとともに、府と連携して市町村等への周知を図っていく。

また、事業区域の拡大は市街化調整区域全域が対象となるもので、大阪農業の振興にとって有効であることから、関係機関と連携して地区の掘り起こしを進める。

(2) 農業経営総合サポート事業

大阪農業を成長産業化させるためには、農業生産の中軸を担う農業者の育成が急務となっている。このため主力となる農業者の育成・確保を進める。

① 農業経営相談所の運営

経営意欲のある農業者が創意工夫を生かした農業経営が展開できるよう、農業所得の向上や農業経営の法人化、規模拡大などの多様な経営課題の解決に資するよう、経営相談及び専門家の派遣・指導等を行う「農業経営相談所」の運営を引続き行う。

平成30年度は、経営改善意欲の高い39名の農業者に対し、13名の専門家を述べ約170回派遣した。機構は、これら農業者の今後の規模拡大に応えていく。

この事業の支援対象となる農業者については、大阪府の就農相談窓口が実施する新規就農支援及び大阪府農業会議が実施する大阪版認定農業者（地域貢献型）や準農家などの確保・育成支援の対象者と選別し、経営改善意欲のある農業者及び機構事業の利用者としており、その選考に当たっては大阪府の農業普及組織等と協議し決定する。

② 大阪アグリアカデミアの運営

大阪農業の成長産業化の中軸的な担い手を育成するため、大阪府及びJAグループと連携して農業ビジネススクール「大阪アグリアカデミア」を運営する。

平成30年度は、スタートアップコース15名及びリーダー養成コース16名の受講があった。平成31年度は、一定のスキルを習得した農業者を対象としたさらなる経営改革を目指すコースを創設するなど内容をさらに充実させ、9月の開講を目途に実施する。

II 自然環境保全分野



1 大阪府民の森管理運営事業（実施事業等会計2）

大阪府では、都市近郊にある自然資源を活用した施設を設置・運営し、府民が樹木や野草などの自然に触れ、ゆとりや癒しを実感できる機会を増し、府民の自然環境保全に対する理解を深める施策を展開している。

公社は、これらの施策の拠点として整備された「大阪府民の森」の内、北河内地区、中河内地区、南河内地区の3地区について、平成28年度から32年度まで指定管理者として管理運営を行っている。指定管理は公社が代表となり、北河内地区は大阪府森林組合及び特定非営利活動法人里山サロン（以下「里山サロン」という。）との共同事業体、中河内地区と南河内地区は大阪府森林組合との共同事業体として実施している。

大阪府民の森管理運営については、来園者の安全確保を最優先に、さらなる利便性と楽しさの向上を図り、次期指定管理の獲得に向け取り組んでいく。

大 阪 府 民 の 森

地区名	園地名	面積(ha)	主要施設	所在地
北河内地区	くろんど園地	105	バーベキュー場	交野市
	ほしだ園地	105	吊り橋・登攀壁・有料駐車場等	交野市
	緑の文化園むろいけ園地	49	大型遊具・ボードウォーク等	四條畷市
	小計	259		
中河内地区	くさか園地	58	芝生広場等	東大阪市
	ぬかた園地	62	あじさい園・芝生広場等	東大阪市
	なるかわ園地	204	らくらく登山道・森のレストハウス・ツツジ園等	東大阪市
	みずのみ園地	17	芝生広場等	八尾市
	小計	341		
南河内地区	ちはや園地	13	キャンプ・バーベキュー場・星と自然のミュージアム等	千早赤阪村
合計		613	以上8園地（ほりご園地を除く）	

(1) 安全で快適な施設管理

府民の森の管理運営にあたっては、施設・設備の不具合により園地利用者の事故の原因となることがないように、毎日の点検や定期点検を確実に実施し、事故や破損が発生する前に補修や修繕、安全対策措置を講じ、安全・安心を最優先に取り組む。

① 施設の点検・パトロールの実施等

案内所、休憩所、トイレなどの木造施設、管理道、園路、木製階段などの基盤施設、

給水施設や防火施設の機械設備等の施設はすでに設置後 40 年近くが経過しており、劣化や老朽化が顕著になっている。このため、年 2 回一斉施設点検を実施するとともに、日常の点検及びパトロールを確実にを行い、不具合を発見した施設及び設備の補修、修繕について可能なものは園地職員が速やかに行い、専門技術を必要とするものは使用禁止など安全措置を取った上で専門業者に依頼するなど、利用者の安全と快適な利用を優先する。

また、掲示板、案内標識等により利用上の注意喚起を適切に行い、安全確保に努める。

② 専門家による点検

ほしだ園地の「星のブランコ」や「クライミングウォール」など、特に安全面での配慮が必要な施設については、1 年に 1 回、専門家による点検を実施し、必要な補修を計画的に実施する。

③ 大阪府との情報共有等

上記点検結果を大阪府に報告し、劣化が顕著な施設や安全性に懸念のある施設について情報を共有し、協議・調整の上、府が実施すべき対策については早期に実施するよう要請する。

④ ナラ枯れ被害対策

ナラ枯れ被害は、北河内及び中河内地区では減少傾向にあるものの、平成 30 年度は両地区で 523 本の伐採本数を数え、被害の終息を確認できる状況には至っていない。このため、8 月にナラ枯れ被害木調査を実施し、利用者の多い管理道、園路、広場等の危険木対策に引き続き取り組む。

(2) 魅力ある府民の森の運営

誰もが気軽に利用できる園地の運営をめざすため、利用者サービスの向上や魅力ある自然体験イベントを実施する。

① 自然体験イベントの実施と情報の発信

共同事業体の里山サロン、府民の森を主な活動地としている非営利活動法人日本パークレンジャー協会をはじめ様々な団体とともに、子どもから大人まで参加できる多様なプログラムを提供し、魅力づくりに努める。

ちはや園地では、星空観測や自然素材を使った工作、野鳥や植物、昆虫の観察、ガイドウォークなど多様なイベントプログラムを公社職員が直接実施しているが、約 1,200 名の参加に留まっている。平成 31 年度はより魅力あるプログラムとなるよう、フィールドを園地内に限らず参加者のニーズに応じ金剛山頂にまで広げていく。

また、各園地のブログにより野草の開花や生きものなどの園地自然情報を随時発信していくとともに、新聞、チラシ、WEB 情報媒体等の多様な広報媒体を活用し、広く府民に発信する。

② ほしだ園地の駐車場対策等

ほしだ園地では、春、秋の行楽シーズンに駐車場が大混雑し、入場を断ったり前面道路の国道 168 号で大渋滞が発生していることから、ホームページから駐車場の混雑

や前面道路の渋滞の状況がより明確に伝わるよう、ライブカメラの設置場所等を工夫する。

また4月27日から5月6日の間は、ほしだ園地に隣接する飯盛霊園に臨時駐車場を確保するとともに、大阪府、交野市、交野警察署等の関係機関の協力を得ながら、駐車場及び前面道路の警備員の確保、ほしだ園地周辺道路に案内板を設置したり誘導員を配置するなど、最適な交通誘導ができるよう取り組む。

さらに、混雑が見込まれる園地内で来園者を適切に案内、誘導ができるよう、本部職員や登録職員による応援体制を充実させるとともに、仮設トイレの増設など園地利用者サービスに努める。

(3) ナラ枯れ等被害跡地の森づくりの推進

ナラ枯れ被害を受けた森林は、その場所を中心に藪状化し、景観の悪化や土砂災害等の発生原因となるなど、森林公園としての魅力を喪失し、府民利用を阻害する恐れがあるため、平成29年度から公益目的事業として「ナラ枯れ跡地の森づくり」の検討を行ってきた。平成30年度は豪雨や台風により甚大な風倒被害を受け新たな課題が見出されたため、森づくり方針や手順等を整理し、「府民の森ナラ枯れ等被害跡地の森づくり指針」を作成した。

平成31年度は、この指針に基づき、むろいけ園地とくろんど園地でボランティア、企業、地域団体等による森づくり活動を実践し指針を検証する計画で、活動団体の募集や現地案内・説明会を行ない、多くの森づくり活動団体が参加するよう取り組む。

また、林内に残る被害木の除去や伐採などの林内整備や密度調整を行い、豊かで多様性に富んだ森林を形成するよう取り組む。

(4) 次期指定管理獲得に向けた取り組み

平成31年度は、府民の森指定管理期間の4年目に当たり、次年度には次期指定管理者の募集が行われることから、老朽化した施設をはじめ園地管理運営上の課題を抽出し、対応策等について大阪府と協議を行い、府が施設及び設備の改修、廃止、撤去などの方針を明確にし、次期募集要項に反映されるよう取り組む。

また、ほしだ園地の過剰利用や、駐車場及び周辺道路の混雑緩和など管理運営上の課題について整理し、大阪府と対応策を協議し、対応について次期募集要項に反映されるよう取り組む。

さらに、次期指定管理の提案に向け、より多くの府民が森林に関心を持ち、府民の森の森づくり活動に参加するきっかけとなるよう、よりアクティビティに溢れた新たな森林の楽しみ方について、なるかわ園地をフィールドとして民間企業と連携し検討する。

なお、大阪府においては、府民の森のさらなる賑わいづくりに向けて、平成31年度に、様々な民間のアイデアを募るサウンディング市場調査を実施し、平成32年度に行う次期指定管理者の公募内容に反映する方向で検討する予定とされている。

公社としては、この動向を注視するとともに、府民の森の森林や施設の管理、府民協働の森づくり、自然体験プログラムなどこれまで蓄積してきたノウハウや築いてきた関

係団体とのネットワークなどを強みとして、これらをより一層強固にしていく。

2 大阪府民の森等直営事業（その他会計2）

府民の森の管理運営、公社全体の収支改善に寄与する観点から、自主製作商品の販売拡大や、新規収益事業の開発に努める。また大阪府立金剛登山道駐車場管理運営については、利用者を確保するため、より一層サービスの向上を図っていく。

(1) 府民の森直営事業

平成31年度も引続き、府民の森等を活用した多彩なイベントや自然素材を活用した手作り物品、「まるごとハイキングマップ」や「金剛山の野草Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」などの冊子、飲食物の販売などを行い、利用者へのサービス提供と収益確保を図る。

なお、園地利用者やハイカーに好評な「まるごとハイキングマップ」の一部を改定する。

(2) 大阪府立金剛登山道駐車場管理運営事業

平成30年度から32年度までの3年間の指定管理者となった大阪府立金剛登山道駐車場の運営については、現地での金剛山情報の提供、トイレの清潔維持や積雪時の迅速な除雪作業、府民の森ちはや園地と連携したブログによる冬季の道路情報の提供など、きめ細かなサービスに努め、駐車場利用者の確保を図る。

III 環境分野



1 地球温暖化防止活動推進支援事業（実施事業等会計3）

国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）で採択されたパリ協定が平成28年11月4日に発効し、日本においては、「地球温暖化対策計画」で定めた2030年度の温室効果ガス排出量の2013年度比26%削減を実現するための対策（緩和策）とともに、「気候変動の影響への適応計画」に基づく温暖化の悪影響への適応（適応策）を強力に推進することが求められている。

このような状況を踏まえ、公社は、「地球温暖化対策の推進のための法律（以下「法」という。）」に基づき大阪府知事から指定を受けた大阪府地球温暖化防止活動推進センター（以下「大阪センター」という。）として、緩和策及び適応策の推進並びに府民の行動変容に向けた普及啓発を3本の柱に、環境省や大阪府、市町村の委託事業や補助事業への参入に努め、大阪府や市町村はもとより、NPOや大学・専門学校生、大阪府地球温暖化防止活動推進員（以下「推進員」という。）等と協働して、大阪府の地球温暖化防止施策を補完する取り組みを進める。

(1) 地球温暖化の緩和策の推進

緩和策では、家庭向けには「省エネ相談会」や「うちエコ診断」、事業者向けには「CO₂削減ポテンシャル診断」を行い、効果的な設備改善や運用改善によるCO₂排出量の削減対策を提案する。

① 家庭向けのCO₂排出削減対策

大阪府の委託事業「家庭の省エネ・エコライフスタイル推進強化事業」への参入を図り、推進員を活用して、具体的かつきめ細かな省エネアドバイスを行える人材を養成するとともに、市町村イベントや商業施設で民間と連携した省エネ相談を実施する。

また、より関心のある府民には、環境省の「うちエコ診断制度」に基づく、より詳細な家庭の省エネ診断を行う。

省エネ相談・診断は平成30年度の実績818件を踏まえ、平成31年度も800件以上の実施を目指す。

② 事業所向けのCO₂排出削減対策

環境省の「CO₂削減ポテンシャル診断事業」に参入して、事業所の省エネ診断を行う。診断は、工場・業務用施設のエネルギー使用実態や設備緒元のヒヤリング、現場設備のエネルギー使用状況や設備の運転・保守状況の確認、電流・温度・流量等の計測と解析等により行い、省エネ効果が見込まれる設備改善や運用改善による対策案について、CO₂排出削減量や投資効果とともに診断結果としてとりまとめ、効果的なCO₂削減対策を誘導する。

平成30年度の実績10件を踏まえ、平成31年度は国等の各種事業への参入により7件

以上の診断の実施を目指す。

(2) 府民の行動変容に向けた普及啓発

行動変容では、行動経済学「ナッジ」の考え方も踏まえて、セミナーの開催、イベントでのブース出展、出前講座等による府民向けの普及啓発を行なっていく。

① 地域における地球温暖化防止活動の促進

環境省の地球温暖化防止活動推進センター向けの補助金を活用して、大阪府が委嘱した推進員や環境 NPO、市町村などと連携し、セミナーの開催、環境イベントへのブース出展などを通じて、府民への地球温暖化対策の普及啓発を行うとともに、大阪センター職員や推進員を学校での出前授業、市町村等で実施する行事へ派遣することなどにより、地域での活動を支援・促進する。これらの取り組みにあたっては、アンケートを実施して啓発効果等の把握を行う。

また、府民への普及啓発のため、広報誌「えこっと OSAKA」を年 3 回発行する。

② 地方公共団体と連携した CO₂排出削減促進事業

各地域の民生・需要分野や家庭・個人の自発的な地球温暖化対策への取組を促すため、市町村長等が先頭に立ち、住民や各種団体と協力して、国民運動「COOL CHOICE」（賢い選択）を踏まえた地球温暖化対策を継続的に実施する普及啓発事業に対して環境省が補助を行う事業で、公社は、市町村に対して本事業への応募を促すとともに、公社の普及啓発や温暖化教育のノウハウと実績をアピールすることにより事業参入を図る。

2 環境調査・相談事業（その他会計1）

国や府、市町村等が実施する地球温暖化防止に係る事業や大規模事業に伴う環境監視事業その他環境行政の推進に資する事業などに積極的に応募し、競争的資金の獲得に努める。

(1) 地球温暖化の適応策の推進

地球温暖化の進行に伴い、現在あるいは今後現れる気候変動の影響への「適応」について、府民をはじめ、環境 NPO や市町村職員等の理解を深め、身近な気候変動の影響への「適応」の推進を図る。

① 温暖化「適応」推進事業

大阪府の委託事業への参入を図り、セミナーの開催等による啓発活動を府内各地で実施する。

事業の実施にあたっては、環境・森林緑地・農政・林政チームの持つノウハウや人脈を結集して、地球温暖化が人の健康や生活、森林、農作物に与える影響にどのように適応していくかの議論を深めていく。

(2) 地球温暖化の緩和策の推進

① コベネフィット型環境対策技術等の国際展開に係るインドネシアとの二国間協力事業

平成29年度の繊維工場、平成30年度のパルプ・製糸工場に引続き、平成31年度はインドネシア食品センター（BBIA）と連携を図りながら、石炭焚ボイラーを使用する食品工場1社（現在選定中）についてコベネ事業を実施する予定。

事業の実施にあたっては、平成29年度から平成30年度の成果を踏まえ、より詳細な現地調査を行うとともに、製造ライン等の省エネ対策についても調査を行い総合的な対策メニューを提案する。

また、29年度から30年度に作成したガイドラインを活用し、BBIAをはじめ企業や自治体の技術者を対象としたセミナーを開催し省エネや環境対策の普及促進を図る。

(3) 大規模事業に伴う環境監視事業

① 箕面北部丘陵地区動植物調査業務

大阪府の委託事業に参入を図り、箕面北部丘陵地区における「水と緑の健康都市土地区画整理事業」区域に生息するオオタカなど貴重な動植物、及びその他の生物への影響についての調査、営巣木のアカマツ保全対策等を行う。

事業は、これまでと同様に、地元で森林保全活動を行っている NPO やオオタカ等の鳥類の専門家の協力を得て進めることとする。

(4) その他環境行政の推進に資する事業

環境省その他の国の省庁、市町村、民間財団が募集する補助・委託事業に広くアンテナを張るとともに、大阪府の協力も得て、市町村や民間事業者のニーズの把握に努め、公社として支援等の関与ができる事業を開拓し、参入を図っていく。

また、職員は地球温暖化や省エネルギー等の知見や経験を蓄積することにより、将来的には講演ビジネス事業として育つよう、依頼者の信頼に応えていく。

さらに、これまで実施してきた環境教育の実績を生かし、平成 31 年度から新たに施行される森林環境譲与税を活用した住民啓発事業に参画できるよう、市町村に働きかける。

IV 林政分野



1 森林整備・木材利用促進支援事業（その他会計3）

森林の有する地球温暖化防止や、災害防止・国土保全、水源涵養等の様々な公益的機能は、国民に広く恩恵を与えるものであり、適切な森林の整備等を進めていくことは、日本の国土や国民の命を守ることにつながるという認識の下、国においては、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理を図るため、平成31年度から「森林経営管理法」を施行し「新しい森林管理システム」を創設することとしている。そのため、国民一人一人が等しく負担を分かち合っってわが国の森林を支える仕組みとして、国民から税を徴収する森林環境税と、これを森林の整備等に使う森林環境譲与税が創設された。

この新たな仕組みでは、市町村が森林整備及び木材利用の促進や普及啓発等の事業に取り組むこととしているが、技術者不足やノウハウが無いなど市町村の実施体制は充分とはいえない。このような市町村を支援し、効率的・効果的な実施体制を構築するため、大阪府の要請を受け、公社が森林整備・木材利用促進センターとしてその役割を担う。

大阪府からの受託事業として、森林環境譲与税を活用した市町村の森林整備及び木材利用が円滑かつ確実に実施できるよう、次の事業を実施し市町村及び森林所有者に対し技術的支援及び助言を行う。

(1) 市長村職員研修等支援事業

① 市町村指導

市町村説明会を2回開催するとともに、各市町村を2回巡回訪問し個別指導を行うとともに、市町村が行う森林整備計画の策定を支援する。

② 職員技術研修会の開催

市町村職員を対象とした、森林整備技術及び木材利用並びに森林関係法令に関する研修会・講習会を開催する。

(2) 木材利用促進支援事業

市町村に対し木材利用に関する情報提供や活用方法の助言、アドバイザーの派遣等を行い、大阪府内産材の利用促進を図るとともに、市町村が行う木材利用計画の策定を支援する。

(3) 普及啓発等支援事業

① 住民啓発支援

市町村が行う森林環境譲与税の広報、周知などへの支援や資料の提供を行なうほか、市町村が実施する住民参加による森林環境整備の取り組み等に対し支援する。

② 森林所有者意向調査等支援

市町村が行なう森林所有者への意向調査等に対し支援する。